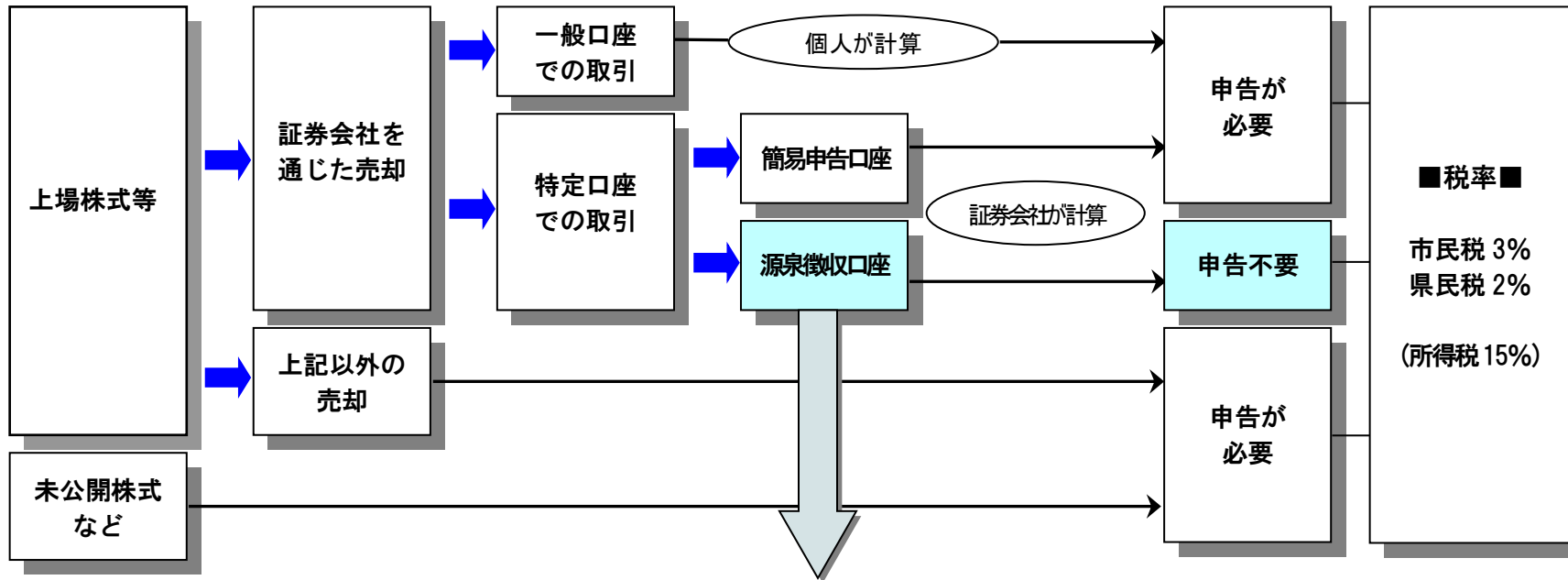


株式等の譲渡所得に対する市・県民税について

株式等の譲渡所得に対する市・県民税は、他の所得と分離して課税されます。



■ 源泉徴収口座内の上市株式等譲渡所得に対する課税について ■

金融商品取引業者等により『株式等譲渡所得割5%の税率』が特別徴収されるため、原則申告不要です。ただし、申告した場合は税率5%で分離課税され、株式等譲渡所得割額が所得割額から差し引かれます。確定申告することを選択された方は、確定申告書第二表住民税に関する事項の「株式等譲渡所得割額控除額」欄に株式等譲渡所得割額をご記入ください。

■ 上市株式等の譲渡損失の繰越控除 ■

上市株式等を、金融商品取引業者等を通じて売却したことにより生じた譲渡損失の金額のうち、その年に損益通算してもなお控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告により上市株式等に係る譲渡所得等の金額及び上市株式等に係る配当所得の金額から繰越控除できます。

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上市株式の少額配当等を含む配当所得の金額	非居住者	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額
		円	円	円

(注意)

平成25年から令和19年までの間に生ずる所得についての所得税の確定申告や源泉徴収の際には、所得税のほかに、**復興特別所得税(原則として所得税額の2.1%)**が課されます。